

宗教法人円覚寺墓地使用契約約款

(目的)

第1条 本約款は宗教法人円覚寺が経営する墓地(以下、「墓地」という。)の使用及び管理に関して必要な事項を定め、円覚寺の檀家または信徒としての責務として、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

(墓地の使用)

第2条 使用者は、次に掲げる墓地の区画(以下「墓所」という。)を、契約成立後第8条又は第9条の規定により契約が解除されない限り、継続して使用する権利を有します。

使用墓所	A区 or B区 or C区
------	----------------

- 2 使用者は、円覚寺へ届け出て、墓所内の使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することが出来る。
- 3 使用者は、墳墓の設置、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外の目的の為に墓所を使用してはならない。
- 4 使用者は、円覚寺の承諾を得ずに墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。

(使用料)

第3条 使用者は円覚寺が定める期日までに別紙に記載する使用料●●●万円（永代使用料●●●

万円)を支払わなければならない。支払い方法は円覚寺指定口座への振込みとする。

(墓地の管理)

第4条 墓所の清掃、除草等については、当該墓所内の清掃については使用者がその責任を負う。

- 2 墓地の環境整備その他の管理(前項に規定するものを除く。)については、円覚寺がその責任を負う。

(護持会費)

第5条 円覚寺は、前条2項に要する費用に充てるため、別に定めるところにより、使用者に対して毎年護持会費を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。

- 2 円覚寺は、物価の変動等により、当該時点における護持会費によっては前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、またはその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、護持会費を改定することができる。この場合において、円覚寺は、改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(使用者の地位と承継)

第6条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに別記様式による地位承継届出書に住民票の写しを添えて円覚寺に届出を行うものとする。

- 2 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しない場合には、書面をもって円覚寺にその旨を届け出るものとする。
- 3 前項の場合においては、祭祀承継者は定められた期日までに自己の責任において、墓地内の施設・設備・墓石・祭祀用具・焼骨等その他全てのものを撤去して墓地を円覚寺に引き渡さなければならない。

(使用者による契約の解除)

第7条 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料及び護持会費の返還をすることはできない。ただし、墓所に墓石の設置を行っておらず、かつ焼骨を埋蔵していない場合において、使用者が既に使用料を納付しているときは、契約成立後6ヶ月以内に契約の解除をする場合に限り、円覚寺は、当該使用料の50%に相当する額を返還するものとする。
- 3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年度の護持会費を納付していないときは、使用者は当該年度の使用料を支払わなければならない。

(円覚寺による契約の解除)

第8条 円覚寺は、使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、いつでも契約を解除することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、円覚寺は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除

することができる。

- 一 3年間護持会費を支払わなかった場合
- 二 第2条第3条に規定する使用の目的に違反して墓所を使用した場合
- 三 第2条第4条の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第9条 本契約は次に掲げる場合に終了するものとする。

- 一 第6条第2項の届出があったとき
- 二 前二条の規定により契約が解除されたとき
- 2 契約が終了したときは、使用者であった者又はその祭祀承継者(次項及び第4項において「元使用者等」という。)は、速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨等を引き取るものとする。
- 3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後1年を経過した場合には、円覚寺は、法令の規定による改葬手続きを経て、埋蔵された焼骨及び墓石等を墓地内の所定の場所に移動し、合祀墓に移すことができる。
- 4 前項の場合においては、円覚寺は実費を元使用者等に請求することができる。

(その他)

第10条 本規定(契約約款)に定めのない事項については、本規定の主旨を尊重して、使用者及び

円覚寺の双方で協議をして善処するものとする。

3 寄付行為は使用者及び円覚寺の双方で協議の上、定めることとする。

以上につき、使用者、円覚寺双方合意の上、宗教法人円覚寺墓地使用契約約款を確認及び契約を締結したので、これを証するため本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

使用者 住 所

氏 名 印

連絡先

円覚寺 住 所 東京都稲城市矢野口1062番地

宗教法人 円覚寺

氏 名 代表役員 柏木 正博 印

連絡先 042-377-6207